平成３０年（フ）第１２０号
福岡市西区横浜３丁目30番３号
債務者　増田　勝行
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳川　　泉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２６号
福岡県筑紫郡那珂川町大字後野826番地29
債務者　山崎　健司
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３８号
福岡市南区塩原４丁目１番１号
債務者　瀬戸　　忍
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３９号
福岡市南区塩原４丁目１番１号
債務者　瀬戸　千鶴
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０号
（最後の住所及び住民票上の住所）佐賀県鹿島市大字高津原4008番地１　２号室、前住所佐賀県鹿島市大字中村698番地
債務者　北島　栄二
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　補伽圭史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１７号
秋田県男鹿市五里合箱井字町屋田211番地８
債務者　村井　正洋
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野三紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７号
滋賀県彦根市京町２丁目２番24号
債務者　松田　充弘
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　庸靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９６４号
広島市佐伯区五日市７丁目13番14―202号
債務者　Ｍｉｙｕ（ミュー）こと　前野　由美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴橋　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９９号
横浜市緑区十日市場町897番地７
債務者　中野　建次
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川篤司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
広島県廿日市市阿品２丁目20番26―15号
債務者　サンクス広島こと　佐々木清行
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蔦尾健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５２号
広島県廿日市市阿品２丁目20番26―15号
債務者　佐々木八榮子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蔦尾健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２３号
広島市安佐北区亀山５丁目41番23号
債務者　雄飛（ｙｏｕ―ｈｉ）こと　圓尾　幸元
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２４号
広島市安佐北区亀山５丁目41番23号
債務者　圓尾　礼子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２１号
福岡県宗像市くりえいと１丁目７番２―402号
債務者　的場友里江（旧姓重住）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　士郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６３号
京都市北区上賀茂壱町口町28番地１、前住所京都市北区上賀茂坂口町16番地　セジュール藤林２Ｆ201
債務者　Ｔ―Ｓｔｙｌｅこと　寺嶋　孝昭
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　康介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
京都市伏見区羽束師鴨川町53番地12
債務者　永野　　茂
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　綾一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
福島県二本松市小浜字芳池３番地11　芳池８団地102号
債務者　塩谷　哲郎
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２９９号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫34番地の１　ユーロガーデンⅡ201号
債務者　金原　将典
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石倉　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係